

介護施設・残業代未払い請求訴訟の公正判決要請署名

大阪地方裁判所 第5民事部 御中

私たちは、医療法人神明会（以下、神明会）に対して2020年4月～2022年10月までのサービス残業代未払い賃金の支払いを求めて大阪地方裁判所に2023年1月18日に提訴しています。

神明会は、残業や業務延長時間の15分未満は未支給としてカットしてきました。従って、職員が勤怠届に記入する時間は、0.25時間単位（15分/60分=0.25時間）でした。40分残業しても支払いは0.5時間=30分のみでした。制服への更衣時間は、「始業時間までに準備すること」として労働時間には含まれませんでした。また、勤務時間の前業務は、ほぼ未払いとなっていました。特に、夜勤前の残業は約1時間に及ぶことが多々ありました。終業後は、業務の流れで時間延長せざるを得ない場面が多々ありましたが、多くがサービス残業となっていました。また、残業になる業務とならない業務分けがありました。

サービス残業が生じる原因は、タイム打刻に基づかない自己申告となっていることです。また、残業は自己責任として支払いを求め難い、サービス残業を黙認する慣習があるからです。“働いた分は支払われる”それが当たり前の労働環境を求めています。

介護を受ける高齢者の人としての権利を守り、安全で安心な介護を提供するためには、介護現場で働く労働者の労働環境が整えられなければなりません。地域から信頼される介護施設にするために以下を要請します。

要請項目

- ・未払い賃金支払い請求を認める公正な判決を行うこと。
- ・労働時間の管理は客観的証拠（タイム打刻）に基づいて行うよう神明会に促すこと。

氏名	住所

※個人情報はこの目的以外には使用しません。 2023.10

第1次集約 12月末、第2次集約 3月末、第3次集約 7月末

署名集約先 大阪市都島区東野田町4-7-26-304 TEL:06-6242-8130 FAX:06-6242-8131

労働組合なかまユニオン 執行委員長 井手窪啓一

労働組合なかまユニオン 神明会ラ・アケソニア分会 代表 渋谷国彦